

「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れについて、下記により義援金の受付業務を行います。皆さまの温かいご支援をお願い致します。

1. 義援金名 「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」

2. 受付期間 令和8年8月10日（月）～令和9年1月29日（金）

3. 受付方法 直接お持ちになる場合（土日・祝日等閉庁時間を除く）

（1）日本赤十字社弘前市地区（事務局 弘前市社会福祉協議会内）

（2）日本赤十字社青森県支部（青森市長島 1-3-1 TEL017-722-2011）

いずれかへの持ち込み

銀行振込、ゆうちょ銀行・郵便局の場合

① 日本赤十字社青森県支部 受付口

青森みちのく銀行 新町支店 普通預金 16000（送金手数料は免除されます。）

口座名義：にほんせきじゅうじしゃあおもりけんしぶしぶちよう みやした そういちろう
「日本赤十字社青森県支部 支部長 宮下 宗一郎」

※上記銀行、本店、支店には専用振込用紙を設置しておりますのでご利用ください。

※他の義援金と区別するため必ず義援金名欄に「令和8年7月滋賀県甲賀市土砂崩れ災害義援金」と明記してください。

※ATMから振込の場合は、氏名の後に義援金名を入力してください。（ATMから振込の場合は、手数料がかかります。）

② 日本赤十字社滋賀県支部 受付口

滋賀銀行 県庁支店 普通預金 539156

口座名義：「日本赤十字社滋賀県支部長 三日月 大造（ミカヅキ タイゾウ）」

※上記銀行の窓口からの振込手数料は無料扱いであること。

※上記以外の他銀行及びATMからの振込手数料は有料扱いとなること。

※受領証の発行をご希望する場合は、下記内容を日本赤十字社滋賀県支部にご連絡ください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、金融機関名及び支店名）

〒520-0044 滋賀県大津市京町4-3-38 JAビル滋賀1F

日本赤十字社 滋賀県支部 あて

TEL：077-522-6758 FAX：077-523-4502

③ 日本赤十字社受付口 ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00160-7-636347

口座加入者名 「日赤令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」

口座名義略称 「日赤 R8 甲賀市土砂義援金」

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能です。

※受領証を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

④ 日本赤十字社受付口 メガバンク口座

(ア) 三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787550

(イ) 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105548

(ウ) みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620812

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」
にほんせきじゅうじしゃ

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望する場合は、下記内容を日赤本社パートナーシップ推進部にご連絡願います。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、金融機関名及び支店名)

日赤本社パートナーシップ推進部 電話：03-4363-2056

4. 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5. その他

※寄せられた義援金の全額は、被災地に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者の方々の生活支援に役立てられます。

※義援金に対する日本赤十字社の表彰制度はありません。